

長浜市告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

指定納付受託者の名称及び事務所の所在地	株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号
	ユーシーカード株式会社 東京都港区台場二丁目3番2号
	Pay Pay株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号
指定をした日	令和8年4月1日
指定納付受託者に指定した期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類	株式会社NTTデータが提供する公金決済プラットフォームを利用して納付する市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、幼稚園保育料、保育所・認定こども園給食費、放課後児童クラブ保護者負担金、墓地年間管理料、住宅使用料及び駐車場使用料